

(4) 仕事をやめる

① 解雇（仕事をやめさせられる）

きちんとした理由がないのに、雇う人が働く人をやめさせることはできません。

次のような解雇は、禁止されています。

(例)

- 仕事が原因で、ケガをしたり、病気になって、休んでいる間と、その後の30日間の解雇
- 赤ちゃんを産む前、産んだ後に休んでいる間と、その後の30日間の解雇
- 働く人の国籍、宗教などの理由による解雇

日本では、雇う人が働く人を解雇するときは、少なくとも30日前に予告（前もって話すこと）しなければなりません。

なぜ解雇されたのか分からないときや、きちんとした理由がなく解雇されたときは、労働基準監督署などに相談してください。

② 退職（仕事をやめる）

自分の理由で仕事をやめるときは、雇う人に言わなければなりません。

社員証や、健康保険証、会社の制服などは、会社に返します。

雇用保険

仕事をやめた後、一定の間、お金がもらえる保険です。

もらえる人の条件や、申し込みについては、ハローワークに聞いてください。

5. 仕事

★ハローワーク^{いずみさの}泉佐野

^{でんわばんごう}電話番号：072-463-0565

※ハローワーク^{いずみさの}泉佐野には、^{つうやく}通訳^{ひと}できる人はいません。